



あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

あたらしいせいどてつづ
新しい制度の手続き

にほんき
日本に 来ました。

てんにゅう
転入

くうこう にほん はい しら
空港で 日本に 入ってもいいかを 調べます。

なりたくうこう はねだくうこう ちゅうぶくうこう かんさいくうこう き
○成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港へ 来たとき
じょうりくきよか にほん はい きよか ざいりゅう
上陸許可<日本に 入ってもいいという 許可>を もらったら、在留カードを もらうことが できます。

○そのほかのところへ 来たとき
じょうりくきよか お しやくしょ くやくしょ あたら じゅうしょ
パスポートに 上陸許可の はんこを 押してもらいます。市役所や 区役所へ 行って 新しい 住所を
し ざいりゅう じゅうしょ ゆうびん き
知らせます。在留カードは あなたの 住所に 郵便で 来ます。

いま
A 今 すんでい
るところ

てんしゅつ てんにゅう
転出・転入

B ひっこしたところ

てんにゅうとどけ
転入届

し じゅうしょ
住所を
知らせる

し ざいりゅうしかく
在留資格を
知らせる

しやくしょ くやくしょ じゅうしょ
あなたが 市役所や 区役所に 住所
し じゅうしょ とどけで
を 知らせる(住所の 届出)。
ひっこしたときは 新しい 住所を 知
らせる(住所変更の 届出)。

しやくしょ くやくしょ
市役所や 区役所が あなたの
じゅうみんひょう つく
住民票を作る。

ちか
にゆうこくかんりきょく
近くの 入国管理局

にゆうこくかんりきょく
あなたが 入国管理局で すること

なまえ う まれた ひ せいべつ おとこ おんな し
○名前、生まれた日、性別<男か 女か>を 知らせる。

こくせき ちいき か し
国籍・地域が 変わったときに 知らせる。

ざいりゅう ゆうこうきかん なが こうしん
○在留カードの 有効期間を 長くする(更新)。

えいじゅうしゃ さい ひと
永住者と、もうすぐ 16歳の人

ざいりゅう いちど さいこうふ
○在留カードを もう一度 もらう(再交付)。

ざいりゅう な ぬす こわ
在留カードを 失くしたり、盗まれたり、壊れたりしたとき

しよぞくきかん はいぐうしゃ し
○所属機関・配偶者について 知らせる。

しゅうろうしかく も ひと りゅうがくせい にほんじん はいぐうしゃ おっと つま ひと
就労資格を 持つ人、留学生、日本人の 配偶者<夫や 妻>の人

ざいりゅうきかんこうしんきよか ざいりゅうしかくへんこうきよか しんせい
在留期間更新許可や 在留資格変更許可を もうしこむ(申請)。





A 新しい在留制度(※2012年7月9日から新しく変わりました)

 A 新しい在留制度のトップへ

このページでは、中長期在留者について説明します。

特別永住者は、法務省入国管理局ホームページを見てください。

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

1 新しい在留管理制度

1-1 制度について

2012年7月から「新しい在留管理制度」に変わりました。

これは「中長期在留者」のルールです。観光で短い間だけ日本へ来る人は違います。

「中長期在留者」は、こんな人たちです。

- 日本人と結婚している人(在留資格は「日本人の配偶者等」)
- 「定住者」の人
- 会社で働く人(在留資格は「技術」や「人文知識・国際業務」など)
- 技能実習生(在留資格は「技能実習」)
- 「留学生」の人

こんな人は、「中長期在留者」ではありません。

- 在留期間が3か月までの人
- 「短期滞在」の人
- 「外交」か「公用」の在留資格の人
- 特別永住者
- 在留資格がない人

(※) 昔は、在留資格を持っていない人も外国人登録証明書を作ることができました。しかし、2012年7月から、在留資格を持っていない人は、在留カードを作ることができません。オーバーステイの人





あた ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ちか にゅうこくかんりきょく い にゅうこくかんりきょく
は、すぐに 近くの 入国管理局へ 行って ください。くわしいことは、入国管理局ホームページを みて ください。 (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)

ねん がつこのか あたら
2012年7月9日から 4つのことが 新 しくなりました。

- がいこくじんとうろくせいど
・外国人登録制度が なくなりました。
- ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう
・中長期在留者は「在留カード」を もらいます。
- さいにゅうこくきょかせいど はじ
・みなし再入国許可制度が 始まりました。
- ばん なが ざいりゅうきかん ねん ざいりゅうしかく
・1番 長い 在留期間は、5年に なりました。(B在留資格1を みて ください。)

ざいりゅう
(1)「在留カード」を もらいます

ねん がつこのか ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう がいこくじんとうろくしょうめいしょ
2012年7月9日から 中長期在留者は 在留カードを もらいます。外国人登録証明書は なくなりました。

はじ にほん き ひと なりたくこう はねだくこう ちゅうぶくこう かんさいくこう き ひと あたら ざい
初めて 日本へ 来た人で、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港へ 来た人は すぐに 新しい 在
りゅう
留カードを もらうことが できます。

ほか き ひと あたら じゅうしょ し やくしょ くやくしょ い あたら じゅう
その他のところへ 来た人は、新しい 住所の 市役所や 区役所へ 行って ください。そして 新しい住
しょ し ざいりゅう あと ゆうびん き
所を 知らせて ください。そして 在留カードは 後から 郵便で 来ます。



あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

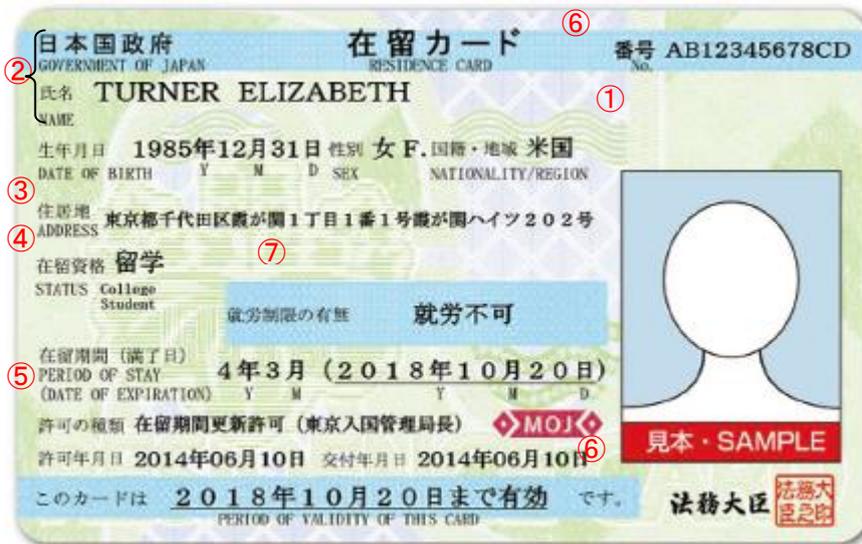
あたらしいざいりゅうせいど
▶ **A 新しい在留制度のトップへ**

ざいりゅう
【在留カードに書いてあること】

- ① 写真
- ② 名前、生まれた日、性別<男か女か>、国や地域
- ③ 日本の住所
- ④ 在留資格、在留期間、在留期間が終わる日
- ⑤ 許可の種類、許可の日
- ⑥ 在留カードの番号、もらった日、有効期間が終わる日
- ⑦ 仕事をしてもいいかどうか
- ⑧ 資格外活動許可があるときはその内容

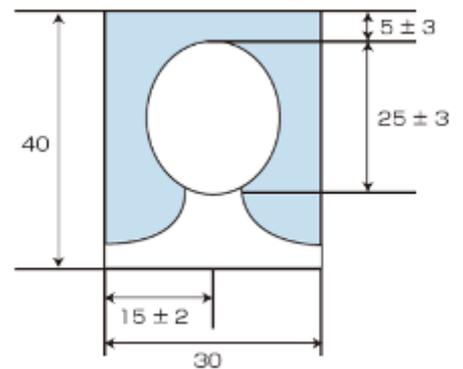
ざいりゅう
※在留カードには ICチップが ついています。コピーを 作ることが できません。

(カードの 表)



ざいりゅう
在留カードを 作る時、この大きさの

しゃしん ひつよう
写真が 必要です。 (単位:mm)



しゃしん ぼうし
※ 写真を とるとき 帽子を かぶっては

いけません。前を 見て ください。

※ 後ろに 何も ないところで 写真を

とって ください。

※ 顔が 頭から 顎まで はっきり 見

える 写真が います。

※ 3か月前までに 写真を とって くだ

さい。

※ 1人だけで 写真を とってください。





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

うら
(カードの裏)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> じゅうしょ か やくしょ 住所が 変わったときは 役所が した あたら じゅうしょ か 下に 新しい 住所を 書きます。 </div>		
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
⑧ 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

ざいりゅうきんこうしんきよかしんせい ざいりゅうしかくへんこう
在留期間更新許可申請や 在留資格変更
きよかしんせい し やくしょ く やくしょ
許可申請をしたときに 市役所や 区役所が
か 書きます。

ざいりゅう つか きかん ゆうこうきかん
【在留カードを 使うことができる 期間(有効期間)】

えいじゅうしゃ ひと
<永住者の人>

さいいじょう ひと ひ ねんかん つか
16歳以上の人...もらった 日から 7年間 使うことが できます。

さい ひと さい たんじょうび つか
15歳までの人... 16歳の 誕生日まで 使うことが できます。

えいじゅうしゃ ひと
<永住者ではない人>

さいいじょう ひと ざいりゅうきかん お ひ つか
16歳以上の人... 在留期間の 終わる 日まで 使うことが できます。

さい ひと ざいりゅうきかん お ひ さい たんじょうび はや
15歳までの人... 在留期間の 終わる 日まで。または 16歳の 誕生日まで。どちらか 早いほうの
ひ つか
日まで 使うことが できます。

さいにゅうこくきよかせいど
(2) みなし再入国許可制度

にほん で にほん もど く さいにゅうこくきよかせいど
・ 日本から 出て、日本に 戻って来るとき、再入国許可を もらわなくてもいいです。これを「みなし
さいにゅうこくきよかせいど
再入国許可」といいます。

ねんない にほん かえ さいにゅうこくきよかせいど ざいりゅうきげん ねん みじか
・ 1年以内に 日本へ 帰るとき 再入国許可を もらわなくてもいいです。在留期限が 1年より 短い
ひと ざいりゅうきげん にほん かえ かえ ひ にち いま も
人は 在留期限までに 日本に 帰らなければいけません。もし 帰る日が 1日でも おくれたら、今 持つ
ざいりゅうしかく
ている 在留資格が なくなります。

ざいりゅう も ひと さいにゅうこくきよかせいど
・ パスポートと 在留カードを 持っている人が 再入国許可を もらわなくてもいいです。

にほん で さいにゅうこくしゅつこくきろく さいにゅうこく さいにゅうこく てきょう きぼう
日本を 出るとき、「再入国出国記録(再入国ED カード)の「みなし再入国の 適用を 希望します」





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ **A 新しい在留制度のトップへ**

に「✓」をしてください。もし「✓」を忘れたら、今持っている在留資格がなくなります。
もし在留資格がなくなったら、日本へ帰るときに、もう1度在留資格をもらわなければいけません。

さいにゅうこくしゅつこくきろく さいにゅうこくよう かみ
(「再入国出国記録(再入国用EDカード)」はこんな紙です。)

外国人用 (再入国)	再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ② 【 ARRIVAL 】	再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ① 【 DEPARTURE 】																					
<p>● 黒字で記入して下さい。黒色又は青色のペンで記入して下さい。</p> <p>● 折りません。</p> <p>● カード②は再入国時に入国審査官へ提出するものです。</p> <p>※ Please type or print clearly. Write by using black or blue pen.</p> <p>※ Do not fold.</p> <p>※ CARD② is to be submitted to the Immigration Inspector.</p>	<table border="1"> <tr> <td>氏名 Name</td> <td colspan="3">Family Name Given Names</td> </tr> <tr> <td>生年月日 Date of Birth</td> <td>Day 月 Month</td> <td>Year 年 Year</td> <td>航空機便名・船名 (Air flight No./Vessel)</td> </tr> </table> <p>以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)</p> <p>1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.</p> <p>署名 Signature _____</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>	氏名 Name	Family Name Given Names			生年月日 Date of Birth	Day 月 Month	Year 年 Year	航空機便名・船名 (Air flight No./Vessel)	<table border="1"> <tr> <td>氏名 Name</td> <td colspan="3">Family Name Given Names</td> </tr> <tr> <td>生年月日 Date of Birth</td> <td>Day 日 Day</td> <td>Month 月 Month</td> <td>Year 年 Year</td> <td>主な渡航先国名 Destination</td> </tr> <tr> <td>航空機便名・船名 Flight No./Vessel</td> <td colspan="3"> 出国予定期間 intended period out of Japan <input type="checkbox"/> 1年以内 Within one year <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years <input type="checkbox"/> 2年超 Over two years </td> </tr> </table> <p>次のいずれかに☑を記入して下さい。Please check either one of the boxes below.</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.</p> <p>(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</p> <p>署名 Signature _____</p> <p>官用欄 Official Use Only</p>	氏名 Name	Family Name Given Names			生年月日 Date of Birth	Day 日 Day	Month 月 Month	Year 年 Year	主な渡航先国名 Destination	航空機便名・船名 Flight No./Vessel	出国予定期間 intended period out of Japan <input type="checkbox"/> 1年以内 Within one year <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years <input type="checkbox"/> 2年超 Over two years		
	氏名 Name	Family Name Given Names																					
	生年月日 Date of Birth	Day 月 Month	Year 年 Year	航空機便名・船名 (Air flight No./Vessel)																			
	氏名 Name	Family Name Given Names																					
生年月日 Date of Birth	Day 日 Day	Month 月 Month	Year 年 Year	主な渡航先国名 Destination																			
航空機便名・船名 Flight No./Vessel	出国予定期間 intended period out of Japan <input type="checkbox"/> 1年以内 Within one year <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years <input type="checkbox"/> 2年超 Over two years																						





A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

1-2 日本へ来たときすること

①成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港へ来た人は、日本に入ってもいい場合、「在留カード」をもらいます。中長期在留者の人だけもらうことができます。在留カードをもらったら、住むところを決めます。それから、市役所や区役所へ行って、新しい住所を知らせます。そのとき、在留カードを持って行ってください。

②その他のところへ来た人は、パスポートに「上陸許可<日本に入ってもいいです>」のはんこをもらいます。住むところを決めたら、市役所へパスポートを持って行きます。そして住所を知らせます。その後在留カードが新しい住所へ郵便で来ます。

1-3 市役所や区役所ですること

・在留カードの住所が昔の住所の人は、市役所へ行ってください。市役所の人が新しい住所を在留カードに書きます。

・引っ越しの時は、今までの住所の市役所や区役所へ行ってください。「転出届<引っ越しを知らせる>」を出します。それから新しい住所の市役所や区役所へ行って、「転入届<新しいところへ引っこしてきたことを知らせる>」を出します。

・同じ市や区の中で引っこすときは、「転居届<同じ市内で引っこしたことを知らせる>」を出します。

・転入届（転居届）を出すときに、在留カードを持って行ってください。そうしたら入国管理局へ行かなくてもいいです。



あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

にゅうこくかんりきょく

1-4 入国管理局ですること

① こんなとき、14日以内に 入国管理局に 知らせなければいけません。

なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か し
○名前、生まれた日、性別＜男か女か＞、国籍や地域が変わったとき 知らせなければいけません。

し あと あたら ざいりゅう
知らせた後、新しい「在留カード」をもらうことができます。

はたら しかく も ひと りゅうがくせい ぎのうじしゅうせい けんしゅうせい かいしゃ がっこう か
○働くことができる 資格を持っている人（留学生、技能実習生、研修生）は 会社や学校が変わったとき 知らせなければいけません。

げいじゆつ しゅうきょう ほうどう ぶんかかつどう ざいりゅうしかく ひと し
※「芸術」、「宗教」、「報道」、「文化活動」の 在留資格の人は 知らなくてもいいです。

にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく ひと りこん し
○「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の 在留資格の人は、離婚したとき 知らせなければいけません。配偶者＜夫や妻＞が 死んだときも、知らせなければいけません。

② こんなとき、もうしこんで ください（申請）。

つぎ ひと ざいりゅう ゆうこうきかん なが にゅうこくかんりきょく
○次の人が、在留カードの有効期間を 長くしたいとき、入国管理局に もうしこんで ください。

えいじゅうしゃ
・ 永住者

いま さい ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう ゆうこうきかん さい たんじょうび ひと たんじょうび
・ 今 15歳の 中長期在留者で、在留カードの有効期間が、16歳の 誕生日までの人（誕生日の
まえ にゅうこくかんりきょく い
前に 入国管理局へ 行って ください。）

ざいりゅう ど
○在留カードを もう1度 ほしいとき もうしこんで ください。

ざいりゅう ひと ぬす ひと にちいない ざいりゅう いちど
在留カードを なくした人や、盗まれた人（14日以内に 在留カードを もう一度 もらうことを たのんで
ください。）

あたらしい ざいりゅう ざいりゅうきかんこうしんきょか ざいりゅうしかくへんこうきょか さいこうふ いちど きょか
新しい 在留カードは 在留期間更新許可や 在留資格変更許可、再交付＜もう一度 もらう＞の 許可が
で
出たときに もらいます。





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度(※2012年7月9日から新しく変わりました)

あた ら ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ちゅうい

1-5 注意して ください!

(1) 必ず 知らせなければいけません!(届出の義務)

ざいりゅうしかく にゅうこくかんりきょく にちいない し か あと ばっきん
在留資格のことは、入国管理局へ 14日以内に 知らせなければなりません。14日より後になると 罰金
くルールを まも 守らなかったの で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。

ざいりゅうしかく
在留資格が なくなることもあります。

あなたの じゅうしょ し やくしょ し あた ら ざいりゅうせいど
あなたの 住所は 市役所に 知らせて ください。(A 新しい在留制度5-2を みて ください。)

(2) 在留カードは いつも 持っていなければいけません!

ざいりゅう も けいさつ にゅうこくかんりきょく ひと み い
在留カードは いつも 持っていなければいけません。警察や 入国管理局の人から 「見せなさい」と 言
われたら、必ず 見せなければなりません。もし 「いやです」と 言ったら、罰金 < ルールを 守らなかつたの
か ね はら ちようえき けいむしょ はい ざいりゅうしかく
で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。在留資格が なくなることもあ
ります。

(3) 働いてはいけない在留資格の人が 働いたとき(不法就労)

はたら ざいりゅうしかく ひと はたら ふほうしゅうろう
オーバーステイの人や、働いてはいけない 在留資格の人が 働いたときは、罰金 < ルールを 守らな
か ね はら ちようえき けいむしょ はい ざいりゅうしかく
かつたの で お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になることがあります。在留資格が なくなることも
あります。

ふほうしゅうろう ひと かいしゃ ふほうしゅうろう し ばっきん まも
不法就労の人を やった 会社は 不法就労のことを 知らなくても 罰金 < ルールを 守らなかつたの で
か ね はら ちようえき けいむしょ はい
お金 を 払う > や 懲役 < 刑務所に 入る > になります。

【こんなとき 在留資格が なくなります】

- い ざいりゅうとくべつきよか
① うそを 言って、在留特別許可を もらったとき
- にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく ひと かげつじょう けっこんせいかつ
② 「日本人の 配偶者等」、「永住者の 配偶者等」の 在留資格の人が、6か月以上 結婚生活をし
ていないとき

くわしいことは http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_01.html を みて ください。





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

- ③ うその じゅうしょ し じゅうしょ し
住所を知らせたとき、住所を知らなかったとき

くわしいことは http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_02.html をみてください。

- ④ ざいりゅうしかく しごと
在留資格とちがう仕事をしているとき

【こんなとき にほん にいることができません。くに かえ 帰らなければなりません。】

- ① ざいりゅう
在留カードのコピーをつくったとき

- ② にゆうこくかんりきょく しやくしょ くやくしょ い けいむしょ はい
入国管理局や市役所や区役所などにうそを言って、刑務所に入ったとき

がいくじん しやちょう ふほうしゅうろう ひと しやちょう にほん ちゅうい
※外国人の社長が不法就労の人をやとったとき、その社長は日本にいたることができません。注意
してください。

ほうむしやうにゆうこくかんりきょく
くわしいことは 法務省入国管理局のホームページをみてください。

(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

がいこくじん じゅうみんひょう
2 外国人の 住民票

じゅうみんきほんだいちょう
2-1 住民基本台帳

ねん がつこのか がいこくじん にほんじん おな じゅうみんきほんだいちょう とうろく
2012年7月9日から 外国人も 日本人と 同じように 住民基本台帳に 登録することになりました。

がいこくじん じゅうみんひょう つく
外国人の 住民票も 作るようになりました。

いま か
今までと 変わったこと:

- にほんじん がいこくじん いっしょ す じゅうみんひょう かぞく ぜんいん か
日本人と 外国人が 一緒に 住んでいるとき 住民票の コピーには 家族の 全員が 書いてありま
す。
- ひっこしたとき し やくしょ く やくしょ し し やくしょ く やくしょ こくみんけんこうほけん
住所を 変えます。
- ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん か ちか にゆうこくかんりきょく い し やくしょ
在留資格や 在留期間を 変えたいときは 近くの 入国管理局に 言って ください。市役所や
区役所に 言わなくてもいいです。
- し やくしょ く やくしょ てんにゆう てんきよ し ほか ひと
(市役所や 区役所で) ひっこし(転入や 転居)を 知らせることを 他の人に たのむことが できま
す。



あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

がいくじん じゅうみんひょう じゅうみんひょう なん
2-2 どんな 外国人が 住民票を もらうことが できますか。住民票は 何ですか。

した ひと じゅうみんひょう
下の人は、住民票を もらうことが できます。

- ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう も ひと
中長期在留者（在留カードを 持っている人）
- とくべつえいじゅうしゃ
特別永住者
- いま なんみんしんせい ひと いちじてき にほん ひと
今 難民申請を している人で 一時的に 日本に いる人。
- がいくせき こ にほん う しやくしょ くやくしょ し にゆうこくかんりきょく い
外国籍の 子どもが 日本で 生まれて、市役所や 区役所に 知らせたとき。（まだ 入国管理局へ 行
っていない場合、60日以内に、入国管理局へ 行かなければいけません。）
- にほんこくせき ほかの国籍になった人が 入国管理局で 在留資格を もらう 準備をしているとき。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ じゅうみんひょう か
【中長期在留者の 住民票に 書いてあること】

- ① なまえ
名前
- ② う ひ
生まれた 日
- ③ せいべつ おとこ おんな
性別＜男か 女か＞
- ④ せたいぬし いっしょ す かぞく だいひょう なまえ
世帯主＜一緒に 住んでいる家族の 代表＞の 名前
せたいぬし ばあい せたいぬし なまえ せたいぬし かんけい たと つま こ
世帯主でない場合は 世帯主の 名前、あなたと 世帯主の 関係（例えば、「妻」「子ども」など）
- ⑤ じゅうしょ ひ
住所（ひっこしたときは、ひっこした 日）
- ⑥ あたら す しやくしょ くやくしょ し ひ むかし す じゅうしょ
（ひっこしたとき）新しく 住むところを 市役所や 区役所に 知らせた 日と 昔 住んでいた 住所
- ⑦ こくみんけんこうほけん
国民健康保険のこと
- ⑧ こうきこうれいしゃいりょう さいいじょう ひと びょうき ほけん
後期高齢者医療＜75才以上の人のための 病気や けがのときの 保険＞のこと
- ⑨ かいごほけん かいご ほけん
介護保険＜介護サービスのための 保険＞のこと
- ⑩ こくみんねんきん くに ほけん
国民年金＜みんなが はいる 国の 保険＞のこと
- ⑪ じどうてあて さい こ そだ ひと かね
児童手当＜15才までの 子どもを 育てている人が もらうことが できる お金＞のこと
- ⑬ じゅうみんひょう
住民票コード
- ⑭ つうしょう にほん つか なまえ
通称＜日本で 使っている 名前＞
- ⑮ こくせき ちいき
国籍・地域





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

- がいくじんじゅうみん ひ
⑯ 外国人住民になった日
- ちゅうちようきざいりゅうしゃ
⑰ 中長期在留者かどうか
- ざいりゅう か ざいりゅうしかく ざいりゅうきかん ざいりゅうきかん お ひ ざいりょう ばんごう
⑱ 在留カードに書いてある在留資格、在留期間、在留期間が終わる日、在留カードの番号など



あたらし ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたらし か
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらし ざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

じゅうみんひょう かみ
(住民票はこんな紙です)

住 民 票					
氏名 ①	生年月日 ②	性別 ③	男 女	住民票コード ⑬	
通称 ⑭				外国人住民 となった年月日 ⑯	
住所 ⑤					届出日
前住所 ⑥					
世帯主の 氏名 ④	世帯主の 続柄 ④	国籍・地域 ⑮			
第30条の4 5に規定する 区分 ⑰	在留資格 ⑱	在留カード等の 番号 ⑱	在留期間の 満了の日 ⑱		
通称の記載 及び削除に 関する事項 ⑭	通称 ⑭	記載市町村名 ⑭	記載年月日 ⑭	削除市町村名 ⑭	削除年月日 ⑭
備 考					

<p>⑦ 国民健康保険</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>資格取得</th> <th>資格喪失</th> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>志願者・被扶 又は被扶者の型</td> <td>該当年月日</td> </tr> <tr> <td>退・被扶</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>退・被扶</td> <td>年月日</td> </tr> </table>	資格取得	資格喪失	年月日	年月日	年月日	年月日	志願者・被扶 又は被扶者の型	該当年月日	退・被扶	年月日	退・被扶	年月日	<p>⑧ 後援高齢者医療</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>資格取得</th> <th>資格喪失</th> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> </table> <p>⑨ 介護保険</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>資格取得</th> <th>資格喪失</th> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> </table>	資格取得	資格喪失	年月日	年月日	年月日	年月日	資格取得	資格喪失	年月日	年月日	年月日	年月日	<p>⑩ 国民年金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">基礎年金番号</th> </tr> <tr> <th colspan="4">資格得喪・種別変更</th> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>得・種別・喪</td> <td colspan="2">1-任</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>得・種別・喪</td> <td colspan="2">1-任</td> </tr> </table> <p>⑪ 児童手当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支給開始</th> <th>支給終了</th> </tr> <tr> <td>年月</td> <td>年月</td> </tr> <tr> <td>年月</td> <td>年月</td> </tr> </table>	基礎年金番号				資格得喪・種別変更				年月日	得・種別・喪	1-任		年月日	得・種別・喪	1-任		支給開始	支給終了	年月	年月	年月	年月
資格取得	資格喪失																																															
年月日	年月日																																															
年月日	年月日																																															
志願者・被扶 又は被扶者の型	該当年月日																																															
退・被扶	年月日																																															
退・被扶	年月日																																															
資格取得	資格喪失																																															
年月日	年月日																																															
年月日	年月日																																															
資格取得	資格喪失																																															
年月日	年月日																																															
年月日	年月日																																															
基礎年金番号																																																
資格得喪・種別変更																																																
年月日	得・種別・喪	1-任																																														
年月日	得・種別・喪	1-任																																														
支給開始	支給終了																																															
年月	年月																																															
年月	年月																																															

いろ がいこくじん か
色が あるところ: 外国人だけ 書いてあります





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ちゅうい

2-3 注意して ください！

じゅうみんひょう か なまえ ざいりゅう おな なまえ じ かんじ なまえ ひと
住民票に書いてある名前は在留カードと同じ名前（ローマ字）です。漢字の名前の人はロー
マ字と漢字で書くことができます。

した
■**くわしいことは下のホームページをみて ください。**

そうむしょう がいこくじんじゅうみん じゅうみんきほんだいちようせいど
総務省「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします！！」(ポスターと ちらし)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/jpn_poster.pdf

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/jpn_page.pdf

そうむしょう がいこくじんじゅうみん かか じゅうみんきほんだいちようせいど
総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

そうむしょう がいこくじんじゅうみん かた ねん がつようか じゅうき うんよう かいし
総務省「外国人住民の方についても、2013年7月8日から、住基ネットの運用が開始されます。
また、住基カードの交付を受けることができるようになります。」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/121130_01.pdf





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

じゅうみんとよろく か たし しょうめい
3 住民登録に書いてあることを確かめたいとき、証明したいとき

じゅうみんとよろく か たし しょうめい
3-1 住民登録に書いてあることを確かめたいとき、証明したいとき

しごと にほん じゅうしょ あなたの しょうめい ひつよう じゅうみんひょう うつ
仕事などで日本の住所やあなたの証明が必要なとき、「住民票の写し」や

じゅうみんひょうきさいじこうしょうめいしよ し やくしょ く やくしょ じゅうみんとよろく じゅうみんひょう うつ
「住民票記載事項証明書」が あります。市役所や区役所で、住民登録すると「住民票の写し」や

じゅうみんひょうきさいじこうしょうめいしよ
「住民票記載事項証明書」を もらうことが できます。

ほか ひと いっしょ す ひと いにんじょう ひと か
他の人（一緒に住んでいない人）に たのむとき、委任状<「あなたが その人に たのみました」と書いて
あります>が 必要です。

ひつよう 必要なもの	どこ	かね お金
じゅうみんひょう うつ とうこうふせいきゅうしよ 1 住民票の写し等交付請求書 し やくしょ く やくしょ (市役所や 区役所に あります)		
ほんにん めんきしょう こくみん 2 本人かどうか わかるもの(免許証や 国民 けんこうほけんしよ 健康保険証など) ほか ひと 【他の人に かわりに たのむとき】	あなたが 住んでいるところの し やくしょ く やくしょ 役所や 区役所	もらうときに、200円から 600円 あります。
い にんじょう 3 委任状		



あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

がいこくじんとろうく か たし しょうめい
3-2 外国人登録に書いてあることを確かめたいとき、証明したいとき

ほうむしょうだいじんかんぼうひしょか こじんじょうほうほごがかり
法務省大臣官房秘書課個人情報保護係へ たのんで ください。

ほうむしょう がいこくじんとろうくほうはいしご がいこくじんとろうくげんびょう かいじせいきゅう かか
くわしいことは 法務省の ホームページの「外国人登録法廃止後の外国人登録原票の開示請求に係
るお知らせ」(http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html)を みて ください。



A 新^{あた}しい在^{ざいりゅうせいど}留^{ねん}制度^{がつこのか} (※2012年7月9日^{あた}から新^かしく変^かわりまし^かた)

[▶ A 新^{あた}しい在^{ざいりゅうせいど}留^{ねん}制度^{がつこのか}のトッ^かプへ](#)

4 住^{じゅうしょ}所^{せたい}や世^か帯^かが変^かわったとき

住^{じゅうしょ}所^{せたい}や世^{いっしょ}帯^す＜一^{ひと}緒^かに住^{しやくしょ}んでい^{くやくしょ}る人^し＞が変^かわったとき市^し役^{やく}所^{しょ}や区^く役^{やく}所^{しょ}に知^しらせなければいけませ

ん。
あなた^{せたいぬし}か世^{いっしょ}帯^す主^{かぞく}＜一^{だひょう}緒^{しやくしょ}に住^{くやくしょ}んでい^いる家^い族^いの代^い表^い＞が市^い役^い所^いや区^い役^い所^いへ行^いってくだ^いさい。

4-1 住^{じゅうしょ}所^かが変^かわったとき

中^{ちゅう}長^{ちゅう}期^き在^{ざいりゅう}留^{しゃ}者^{じゅうしょ}は住^か所^かが変^かわったとき「転^{てん}出^{しゅつ}届^{とどけ}」、「転^{てん}入^{にゅう}届^{とどけ}」、「転^{てん}居^{きょ}届^{とどけ}」を^だ出^ださなければいけ

ません。それ^だから「住^{じゅう}居^{きょ}地^ち届^{とどけ}出^だ書^{しよ}」も^だ出^だしてくだ^ださい。でも一^{いっ}緒^{しょ}に^す住^{ひと}んでい^{ざいりゅう}る人^{ざいりゅう}み^{ざいりゅう}んなの^{ざいりゅう}在^{ざいりゅう}留^{ざいりゅう}カ

ード^だを^だ出^だしたら「住^{じゅう}居^{きょ}地^ち届^{とどけ}出^だ書^{しよ}」は^だ出^ださなくとも^だいいです。

(1) 転^{てん}出^{しゅつ}届^{とどけ}

新^{あた}しいと^まころへ^{いま}ひ^すっこす^す前^すに、今^し住^{くやくしょ}んでい^{くやくしょ}る^{てんしゅつとどけ}と^だころの^だ市^だ役^だ所^だや区^だ役^だ所^だに「転^だ出^だ届^だ」を^だ出^だして

くだ^ださい。そ^だして「転^だ出^だ証^だ明^だ書^だ」を^だも^だら^だい^だま^だす。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人 ^{ほんにん} (ひっこ ^{ひと} しする人 ^{ひと})	1 転 ^{てん} 出 ^{しゅつ} 届 ^{とどけ} (市 ^し 役 ^{やく} 所 ^{しょ} や区 ^く 役 ^{やく} 所 ^{しょ} にあり	ひっこ ^ま しする ^ま 前 ^ま の ^ま と ^ま こ		
か 世 ^せ 帯 ^{たい} 主 ^{ぬし}	2 本人 ^{ほんにん} か ^か どう ^{どう} か ^か わ ^わ か ^か る ^る もの ^{もの} (免 ^{めん} 許 ^{きょ} 証 ^{しよ} や	ろ ^ろ の ^の 市 ^し 役 ^{やく} 所 ^{しょ} や区 ^く		
2 本人 ^{ほんにん} と一 ^{いっ} 緒 ^{しょ} に ^す 住 ^す ん	こ ^こ く ^こ み ^み ん ^ん け ^け ん ^ん こ ^こ う ^う ほ ^ほ けん ^{けん} し ^し よ ^よ	やく ^{やく} 所 ^所	ひっこ ^ま す ^ま 前 ^ま	い ^い り ^り ま ^ま せ ^せ ん。
でい ^い る人 ^{ひと}	3 他 ^{ほか} の人 ^{ひと} に ^い た ^た の ^の む ^む と ^と き ^き 委 ^い 任 ^{にん} 状 ^{じょう} が	(郵 ^{ゆう} 便 ^{びん} で ^お く ^く 送 ^{そう} る ^る こ ^こ が ^が で		
3 本人 ^{ほんにん} が ^か た ^た の ^の ん ^ん だ ^だ 人 ^{ひと}	ひつ ^{ひつ} よう ^{よう}	き ^き る ^る と ^と ころ ^ろ も ^も あ ^あ り ^り ま ^ま す)		
	必 ^{ひつ} 要 ^{よう} です。			

(2) 転^{てん}入^{にゅう}届^{とどけ}と住^{じゅう}居^{きょ}地^ち変^{へん}更^{こう}の届^{とどけ}出^だ (違^{ちが}う市^しにひっこしたとき)

違^{ちが}う市^しに^あひ^あっこ^あした^あときは、新^{あた}しく^す住^しむ^し市^しの^{くやくしょ}市^{くやくしょ}役^{てん}所^{にゅうとどけ}や区^{じゅう}役^{きょちへんこう}所^{きょちへんこう}で「転^だ入^だ届^だ」と「住^だ居^だ地^だ変^だ更^だの

届^だ出^だ」を^だ出^だして^だくだ^ださい。ひ^だっこ^だし^だか^だら、14日^だ以^だ内^だに^だ出^だして^だくだ^ださい。





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転入届(市役所や区役所にあります。) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: あなたと世帯主との関係がわかるもの	あたらしいす 新しく住む ところの市役所や区役所	ひっこした日 から14日 以内	いりません。
2 本人と一緒に 住んでいる人	4 転出証明書(前に住んでいた市で もらってください)			
3 本人がたのんだ人	5 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など) 6 他の人にたのむとき委任状が必要です。			

(※)ひっこしたところの市役所や区役所があなたの在留カードに新しい住所を書きます。

(3) 転居届と居住地変更の届出(同じ市の中でひっこしたとき)

いますしなか
今住んでいる市の中で、ひっこしたとき市役所や区役所で「転居届」と「居住地変更の届出」を出してください。

だれ	ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
1 本人(ひっこした人)か 世帯主	1 転居届(市役所や区役所にあります) 2 ひっこした人 みんなの 在留カード(外国人登録証明書) 3 世帯主ではない人: 世帯主との関係がわかるもの	市役所や 区役所	ひっこした 日から14 日以内	いりません。
2 本人と一緒に 住んでいる人				
3 本人がたのんだ人	4 本人かどうかわかるもの(免許証や国民健康保険証など)			



あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

	じぶん ほか ひと い 5 自分のかわりに他の人に行ってもらおうと いにんじょう ひつよう きは委任状が必要です。		
--	--	--	--

(※)ひっこしたところの市役所や区役所はあなたの在留カードに新しい住所を書きます。

けっこん りこん
4-2 結婚するとき、離婚するとき

けっこん りこん
([C 結婚・離婚](#) をみてください)

けっこん こんいんとどけ だ りこん りこんとどけ だ けっこん りこん ふたり
結婚するとき、「婚姻届」を出します。離婚するとき「離婚届」を出します。結婚する(離婚する)2人
す しやくしょ くやくしょ だ じゅうしょ
の住んでいる市役所や区役所にします。どちらの住所でもいいです。
ふたり なか ひとり がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん りょうじかん し
2人の中で1人が外国籍、2人とも外国籍のとき、入国管理局と大使館や領事館にも知らせ
なければなりません。

こ う
4-3 子どもが生まれたとき

ざいりゅうしかく あか こ
([B 在留資格2-8](#)、[H赤ちゃんと子ども2](#) をみてください)

こ う しゅっしょうとどけ だ こ う どう かあ
子どもが生まれたとき「出生届」を出します。子どもが生まれたところか、お父さんとお母さんが
す しやくしょ だ
住んでいるところの市役所にします。
どう かあ がいこくせき ふたり がいこくせき にゅうこくかんりきよく たいしかん
お父さんかお母さんかどちらかが外国籍のとき、2人とも外国籍のときは、入国管理局と大使館や
りょうじかん し
領事館にも知らせなければなりません。
ちゅうちようぎざいりゅうしゃ こ にほん す ちか にゅうこくかんりきよく ざいりゅうしかく しんせい
中長期在留者の子どもが日本に住みたいときは近くの入国管理局で在留資格の申請をし
ます。そのとき「出生証明書」と「出生届受理証明書」を持って行ってください。
しゅっしょうとどけ しやくしょ くやくしょ だ あと ざいりゅうしかく しんせい じゅうみんひょう うつ
もし出生届を市役所や区役所に出した後で在留資格の申請をするときは「住民票の写
し」か「住民票記載事項証明書」を持って行ってください。そうすれば在留資格をもらった後、市役
しよ くやくしょ じゅうきよち とどけで
所や区役所に「住居地の届出」をしなくていいです。

し
4-4 死んだとき

てつづ
([D いろいろな手続き4](#) をみてください)

ひと し し ひと かぞく す しやくしょ くやくしょ しほうとどけ だ
人が死んだところか、死んだ人の家族が住んでいるところの市役所や区役所に「死亡届」を出しま





あた ら ざいりゅう せいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

[あた ら ざいりゅうせいど
A 新しい在留制度のトップへ](#)

し ひと ざいりゅう ちか にゅうこくかん りきょく かえ たいしかん りょうじかん し
す。死んだ人の 在留カードを 近くの 入国管理局に 返して ください。また大使館や 領事館にも 知ら
せなければなりません。



あたらし ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたらし か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらし ざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

ざいりゅう
5 在留カード

ざいりゅう
5-1 在留カードをなくしたとき、盗まれたとき

ざいりゅう ぬす にち いない ざいりゅう いちど
在留カードをなくしたとき、盗まれたときは、14日以内に在留カードをもう一度もらわなければなりません。
ざいりゅう いちど さいこうふ ざいりゅう きたな
在留カードをもう一度もらうことを「再交付」といいます。在留カードが汚くなったとき、こわれたときも在留カードをもう一度もらいます。

ちゅうちようきざいりゅうしや
【中長期在留者】

ひつよう 必要なもの	どこ	いつ	かね お金
ざいりゅう さいこうふ しんせいしょ 1 在留カード再交付申請書 ざいりゅう し かくしょうめいしょ 2 パスポートか 在留資格証明書 しゃしん 3 写真 たて よこ ・縦4cm×横3cm げつ ない しゃしん ・3か月以内の写真 かお しゃしん ぼうし ・顔だけの写真、帽子なし ※15歳までの人はいりません。 ざいりゅう 4 (もしあったら)在留カード ざいりゅう 5 在留カードがなくなったことがわかるもの いしつとどけしょうめいしょ ・なくしたとき:遺失届出証明書 ぬす とうなんとどけしょうめいしょ ・盗まれたとき:盗難届出証明書 じしん たいふう さいしょうめいしょ ・地震や台風などでなくしたとき:り災証明書 し かくがいかつどうきよか ばあい 6 (資格外活動許可がある場合) し かくがいかつどうきよか かしよ 資格外活動許可書 ほか ひと ひと 7 他の人にたのむとき、その人のことがわかるもの	しんせい 申請するところ: ちか にゅうこくかん りきよく 近くの 入国管理局 き 聞くとところ: ちか にゅうこくかん りきよく がいこくじん 近くの 入国管理局か 外国人 ざいりゅうそうごう 在留総合インフォメーションセン ざいりゅう し かく ター (B在留資格4をみてく ださい)	なくしたとき: なくしてから 14 にち いない 日以内 申請するところ: 近くの 入国管理局 汚くなったとき、 こわれたとき: いつでも できる (命令を受けた ときは、その日か ら 14日以内) 新しい カード にしたいとき: いつでも できる	なくしたと き、汚くな ったとき、こ われたと き: かね お金は い りません。 あたらし 新しい カ ードにした いとき: えん 1,300円



あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

別記第二十九号の十一様式（第十九条の十一関係）
（紛失再交付）
（Reissuance (lost)）

かみか
こんな紙に書きます。

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留カード再交付申請書 APPLICATION FOR RE-ISSUANCE OF A RESIDENCE CARD		写真 Photo 40mm×30mm
法務大臣殿 To the Minister of Justice		
出入国管理及び難民認定法第19条の12第1項の規定に基づき、次のとおり在留カードの再交付を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 1 of Article 19-12 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for reissuance of a residence card.		
1 国籍・地域 Nationality / Region	2 生年月日 Date of birth	年 月 日 Year Month Day
3 氏名 Name	4 性別 Sex	男・女 Male / Female
5 住居地 Address in Japan	6 在留カード番号 Residence card number	7 資格外活動許可の有無 Permitted to engage in activity other than those permitted under the status of residence previously granted
8 在留カードの所持を失った理由及びその事実を知った日 Reason for loss of the residence card / Date of realising such fact	年 月 日 Year Month Day	
9 代理人 Representative	(1) 氏名 Name	(2) 本人との関係 Relationship with the applicant
	(3) 住所 Address	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日		
I hereby declare that the statement given above is true and correct. Signature of the applicant (representative) / Date of filing in this form		
年 月 日 Year Month Day		
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filing in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.		
※ 取次者 Agent or other authorized person		
(1) 氏名 Name	(2) 住所 Address	
(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in the case of a relative, relationship with the applicant)	(4) 電話番号(携帯電話番号) Telephone number (Cellular phone number)	

◎ 本人又は代理人の連絡先(申請内容の確認のため、連絡させていただく場合があります) Contact telephone number of applicant (representative)

電話番号
Telephone no.

携帯電話番号
Cellular phone no.

【代理人】

Representative

【取次者】

Agent or other authorized person

16歳以上の同居の親族(本人が16歳未満の場合、疾病その他の事由により自ら申請できない場合又は本人の依頼による場合)

A relative aged 16 years or above living together with the applicant (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or is unable to apply for the residence card owing to other grounds, or in cases pursuant to the request of the applicant)

受入れ機関等の職員で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人の依頼による場合)、弁護士又は行政書士で地方入国管理局長に届け出たもの(本人の依頼による場合)、本人の法定代理人、親族又は同居人若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人が16歳未満又は疾病その他の事由がある場合)

A member of the staff of the accepting institution, etc. whom the director of the regional immigration bureau deems to be appropriate (in cases pursuant to a request from the applicant); an attorney or administrative scrivener who has given notification to the director of the regional immigration bureau (in cases pursuant to a request from the applicant); a legal representative; a relative of the applicant, a person living together with the applicant or an equivalent person, whom the director of the regional bureau deems respectively to be appropriate (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or owing to other grounds)

ほうむしょう ふんしつどう ざいりゅう さこうふしんせい
法務省「紛失等による在留カードの再交付申請」より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度(※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ [A 新しい在留制度のトップへ](#)

別記第二十九号の十二様式(第十九条の十二関係)
(汚損等再交付)
(Reissuance (defaced))

かみか
こんな紙に書きます。

日本国政府印務局
Ministry of Justice, Government of Japan

在留カード再交付申請書		APPLICATION FOR RE-ISSUANCE OF A RESIDENCE CARD	
法務大臣殿 To the Minister of Justice		写真 Photo 40mm × 30mm	
出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項前段又は第3項の規定に基づき、次のとおり在留カードの再交付を申請します。 Pursuant to the provisions of the first sentence of Paragraph 1 of Article 19-13 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for reissuance of a residence card.			
該当する申請にチェックしてください。 Check on of the following applications.			
<input type="checkbox"/> ① 在留カードの汚損等による再交付申請 Application for reissuance of a residence card due to being defaced or soiled		<input type="checkbox"/> ② 在留カードの再交付申請命令による再交付申請 Application for reissuance of a residence card upon a reissuance order	
1 国籍・地域 Nationality / Region	2 生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month
Family name _____ Given name _____	_____	_____	_____
3 氏名 Name	4 性別 Sex	男・女 Male / Female	
_____	_____	_____	
5 住居地 Address in Japan _____			
6 在留カード番号 Residence card number _____			
7 代理人 Representative			
(1) 氏名 Name		(2) 本人との関係 Relationship with the applicant	
_____		_____	
(3) 住所 Address		_____	
_____		_____	
以上の記載内容は事実と相違ありません。 申請人(代理人)の署名 / 申請書作成年月日		I hereby declare that the statement given above is true and correct. Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form	
_____		年 _____ 月 _____ 日 _____	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.			
※ 取次者 Agent or other authorized person			
(1) 氏名 Name		(2) 住所 Address	
_____		_____	
(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in the case of a relative, relationship with the applicant)		(4) 電話番号(携帯電話番号) Telephone number (Cellular phone number)	
_____		_____	
◎ 本人又は代理人の連絡先(申請内容の補正のため、連絡させていただく場合があります) Contact telephone number of applicant (representative)			
電話番号 Telephone no.		携帯電話番号 Cellular phone no.	
_____		_____	
【代理人】 16歳以上の同居の親族(本人が16歳未満の場合、疾病その他の事由により自ら申請できない場合又は本人の依頼による場合) Representative A relative aged 16 years or above living together with the applicant (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or is unable to apply for the residence card owing to other grounds, or in cases pursuant to the request of the applicant)			
受入れ機関等の職員で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人の依頼による場合)、弁護士又は行政書士で地方入国管理局長に届け出たもの(本人の依頼による場合)、本人の法定代理人、親族又は同居人若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人が16歳未満又は疾病その他の事由がある場合)			
A member of the staff of the accepting institution, etc. whom the director of the regional immigration bureau deems to be appropriate (in cases pursuant to a request from the applicant); an attorney or administrative scrivener who has given notification to the director of the regional immigration bureau (in cases pursuant to a request from the applicant); a legal representative; a relative of the applicant, a person living together with the applicant or an equivalent person, whom the director of the regional bureau deems respectively to be appropriate (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or owing to other grounds)			

ほうむしやう おそんどう ざいりゅう さいこうふしんせい
法務省「汚損等による在留カードの再交付申請」より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ **A 新しい在留制度のトップへ**

かみか
こんな紙に書きます。

別記第二十九号の十三様式(第十九条の十二関係)
(交換希望)
(Optional renewal)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留カード再交付申請書		APPLICATION FOR RE-ISSUANCE OF A RESIDENCE CARD	
法務大臣殿 To the Minister of Justice		写真 Photo 40mm × 30mm	
出入国管理及び難民認定法第19条の13第1項後段の規定に基づき、次のとおり在留カードの交換希望による再交付を申請します。 Pursuant to the provisions of the second sentence of Paragraph 1 of Article 19-13 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for optional renewal of a residence card.			
1 国籍・地域 Nationality / Region	2 生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month
Family name _____ Given name _____		日 Day	
3 氏名 Name	4 性別 Sex		男・女 Male / Female
Name _____		Sex _____	
5 住居地 Address in Japan	_____		
6 在留カード番号 Residence card number	_____		
7 在留カードの交換を希望する理由 Reason for optional renewal of the residence card			

8 代理人 Representative			
(1) 氏名 Name		(2) 本人との関係 Relationship with the applicant	
Name _____		Relationship with the applicant _____	
(3) 住所 Address			
Address _____			
以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.			
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日		Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form	
_____		年 _____ 月 _____ 日 _____ Year Month Day	
注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.			
※ 取次者 Agent or other authorized person			
(1) 氏名 Name		(2) 住所 Address	
Name _____		Address _____	
(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in the case of a relative, relationship with the applicant)		(4) 電話番号(携帯電話番号) Telephone number (Cellular phone number)	
_____		_____	

◎ 本人又は代理人の連絡先(申請内容の確認のため、連絡させていただく場合があります) Contact telephone number of applicant (representative)

電話番号
Telephone no.

携帯電話番号
Cellular phone no.

【代理人】 16歳以上の同居の親族(本人が16歳未満の場合、疾病その他の事由により自ら申請できない場合又は本人の依頼による場合)
Representative A relative aged 16 years or above living together with the applicant (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or is unable to apply for the residence card owing to other grounds, or in cases pursuant to the request of the applicant)

【取次者】 受入れ機関等の職員で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人の依頼による場合)、弁護士又は行政書士で地方入国管理局長に届け出たもの(本人の依頼による場合)、本人の法定代理人、親族又は同居人若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるもの(本人が16歳未満又は疾病その他の事由がある場合)

Agent or other authorized person A member of the staff of the accepting institution, etc. whom the director of the regional immigration bureau deems to be appropriate (in cases pursuant to a request from the applicant); an attorney or administrative scrivener who has given notification to the director of the regional immigration bureau (in cases pursuant to a request from the applicant); a legal representative; a relative of the applicant, a person living together with the applicant or an equivalent person, whom the director of the regional bureau deems respectively to be appropriate (in cases where the applicant is under the age of 16 years, suffers from an illness or owing to other grounds)

ほうむしろう こうかんきぼう ざいりゅう さいこうふしんせい
法務省「交換希望による在留カードの再交付申請」より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か
5-2 名前、生まれた日、性別<男か女か>、国籍や地域が変わったとき

ちゅうちようきざいりゅうしゃ なまえ う ひ せいべつ おとこ おんな こくせき ちいき か にゅうこく
中長期在留者は、名前、生まれた日、性別<男か女か>、国籍や地域が変わったとき 入
かんりきょく い か ひ にちいない い ちか にゅう
管理局に 言わなければなりません。変わった 日から 14日以内に 言わなければなりません。近くの 入
こくかん りきょく い ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく か にゅうこくかんりきょく い し
国管理局へ 行って ください。在留期間、在留資格を 変えたいときも 入国管理局に 言います。市
やくしょ くやくしょ ざいりゅうしかく あたらしいざいりゅうせいど
役所や 区役所では できません。([B 在留資格2](#)、 [A 新しい在留制度1-4](#)) を みて ください)



あたらしいざいりゅうせいど ねんがつかこのか あたらしいか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

しよぞくきかん がっこう かいしゃ はいぐうしや おっと つま
5-3 所属機関＜学校や会社＞・配偶者＜夫、妻＞について

にちいない しやくしよ くやくしよ し
こんなときは 14日以内に 市役所や 区役所に 知らせなければなりません。

- かいしゃ がっこう なまえ じゅうしよ か
・会社や 学校の 名前、住所が 変わったとき
- かいしゃ がっこう や
・あなたが 会社や 学校を 辞めたとき
- あたらしい かいしゃ がっこう い
・あなたが 新しい 会社や 学校へ 行くとき
- はいぐうしや おっと つま りこん
・あなたが 配偶者＜夫、妻＞と 離婚したとき
- はいぐうしや おっと つま し
・あなたの 配偶者＜夫、妻＞が 死んだとき

かいしゃ がっこう か かわったとき し
(1) 会社や 学校が 変わったとき 知らせなければいけません。

ざいりゅうしかく きょうじゆ けいえい かんり ほうりつ かいけいぎょうむ いりょう きょういく きぎょうないてんきん
在留資格「教授」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、
ぎのうじっしゅう りゅうがく けんしゅう ひと し
「技能実習」、「留学」、「研修」の人は 次のようなとき、知らせなければなりません。（※2012年7月9
か あと にほん き ひと
日より後に、日本へ 来た人だけです。）

- かいしゃ がっこう なまえ じゅうしよ か
①会社や 学校の 名前、住所が 変わったとき
- かいしゃ とうさん
②会社が なくなったとき(倒産)
- かいしゃ がっこう や
③あなたが 会社や 学校を 辞めたとき
- ほか かいしゃ がっこう い
④あなたが 他の 会社や 学校に 行くとき

ほか かいしゃ がっこう い とどけでしよ だ
(※他の 会社や 学校に 行くときは、③と④の 届出書を 出さなければいけません。)

じゅうよっかいがない ちか にゆうこくかんりきよく ざいりゅう とどけでしよ も い とどけでしよ
14日以内に 近くの 入国管理局へ 在留カードと 届出書を 持って行って ください。（※届出書は
つき
次の ページに あります。）

とうきょうにゆうこくかんりきよく とどけでしよ ゆうびん おく
東京 入国管理局へ 届出書を 郵便で 送ってもいいです。

ふうとう とどけでしよ ざいりゅう い ふうとう した じゅうしよ か あか
封筒に 届出書と 在留カードの コピーを 入れて ください。封筒に 下の 住所を 書いて、赤い ペン
とどけでしよざいちゅう か
で「届出書在中」と 書いて ください。

〒108-8255

とうきょうとみなとくこうなん

東京都港区港南5-5-30

とうきょうにゆうこくかんりきよく ざいりゅうかんりじょうほうぶもん とどけでうけつたんとう

東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

かみか
こんな紙に書きます。

参考様式1の1(活動機関の名称変更, 所在地変更又は消滅)
(Accepting organization: change in the name/address, extinguishment)

活動機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE ACCEPTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

氏名 _____ 性別 Sex 男・女 Male/Female
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 Nationality/Region _____
 住居地 Address in Japan _____
 在留カード番号 Residence card No. _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。) Item of notification (check one of the following boxes)

活動機関の名称変更 Change in the name of the organization
 活動機関の所在地変更 Change in the address of the organization
 活動機関の消滅 Extinguishment of the organization

↓ Aを記入 to A below. ↓ Bを記入 to B below. ↓ Cを記入 to C below.

A 活動機関の名称変更 Change in the name of the organization

変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Date of change Year Month Day
 機関の名称 変更前 _____ 変更後 _____
 Name of the organization Old name New name
 機関の所在地 _____
 Address of the organization

B 活動機関の所在地変更 Change in the address of the organization

変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 機関の名称 _____
 Date of change Year Month Day Name of the organization
 機関の所在地 変更前 _____
 Address of the organization Old address
 変更後 _____
 New address

C 活動機関の消滅 Extinguishment of the organization

消滅年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 機関の名称 _____
 Date of extinguishment Year Month Day Name of the organization
 機関の所在地(消滅時の所在地)
 Address of the extinct organization
 (Address at the time of the extinguishment) _____

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 _____ 本人との関係 Relationship with the applicant _____
 Name Relationship with the applicant
 住所 _____ 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 Address Date of notification Year Month Day

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 _____ 月 _____ 日
 Year Month Day

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

ほうむしょう かつどうきかん かんするとどけで とどけでしよんこうようしき めいしようへんこう しょざいちへんこうまた しょうめつ
 法務省「活動機関に関する届出」届出書参考様式(名称変更、所在地変更又は消滅)より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)
あたらしいざいりゅうせいど

▶ A 新しい在留制度のトップへ

こんな紙にかきます。

参考様式1の2(離脱)
(Accepting organization: left the organization)

活動機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE ACCEPTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

氏名 _____ 性別 男・女
Name Sex Male/Female
生年月日 _____ 国籍・地域 _____
Date of Birth Year Month Day Nationality/Region
住居地 _____
Address in Japan
在留カード番号 _____
Residence card No.

② 届出の事由(活動機関からの離脱)
Item of notification (Left the organization)

離脱した年月日 _____ 年 月 日
Date of left the organization Year Month Day

離脱した機関の名称 _____
Name of the organization

離脱した機関の所在地 _____
Address of the organization

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 _____ 本人との関係 _____
Name Relationship with the applicant
住所 _____ 届出年月日 _____ 年 月 日
Address Date of notification Year Month Day

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 月 日
Year Month Day

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. Cellular phone No.

ほうむしょう かつどうきかん かん とどけで とどけでしよさんこうようしきりだつ
法務省「活動機関に関する届出」届出書参考様式(離脱)より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)
あたらしいざいりゅうせいど

▶ A 新しい在留制度のトップへ

参考様式1の3(移籍)
(Accepting organization: transfer)

こんな紙にか書きます。

活動機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE ACCEPTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

氏名 _____ 性別 Sex 男・女 Male/Female
Name _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____
Date of Birth _____ Year _____ Month _____ Day _____ Nationality/Region _____
住居地 _____
Address in Japan _____
在留カード番号 _____
Residence card No. _____

② 届出の事由(新たな活動機関への移籍)

Item of notification (Transfer to a new organization)

移籍した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Date of transfer _____ Year _____ Month _____ Day _____
機関の名称 移籍前 _____ 移籍後 _____
Name of the organization Previous Org _____ New Org _____
機関の所在地 移籍前 _____
Address of the organization Previous Org _____
移籍後 _____
New Org _____

新たな機関における活動の内容(「留学」の在留資格を除く。)
Details of activities at the new organization (except for the status of residence of "Student")

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 _____ 本人との関係 _____
Name _____ Relationship with the applicant _____
住所 _____ 届出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Address _____ Date of notification _____ Year _____ Month _____ Day _____

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day _____

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular phone No. _____

ほうむしょう かつどうきかん かん とどけで とどけでしよさんこうようしき いせき
法務省「活動機関に関する届出」届出書参考様式(移籍)より





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつここのか あたらしいか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

けいやくきかん にほん はたらいて かいしゃ し
(2) 契約機関<日本で働いている会社>のことを知らせなければいけません。

ざいりゅうしかく けんきゅう ぎじゆつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ こうぎょう ぎのう
在留資格「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「興行」、「技能」の人は次のようなとき、
にゅうこくかんりきょく し ねんがつここのか あと にほん き ひと
入国管理局に知らせなければいけません。（※2012年7月9日より後に、日本へ来た人だけです。）

かいしゃ なまえ じゅうしょ か
①会社の名前や住所が変わったとき

かいしゃ とうさん
②会社がなくなったとき(倒産)

かいしゃ や
③あなたが会社を辞めたとき

かいしゃ けいやく お
④あなたと会社の契約が終わったとき

ほか かいしゃ はたら き
⑤あなたが他の会社で働くことが決まったとき

いま かいしゃ けいやく お ほか かいしゃ はたら とどけでしよ だ
(※今の会社の契約が終わって、他の会社で働くときは④と⑤の届出書を出さなければ
いけません。)

じゅうよっかいな い ちか にゅうこくかんりきょく ざいりゅう とどけでしよ も い とどけでしよ
14日以内に近くの入国管理局へ在留カードと届出書を持って行ってください。（※届出書は
つぎ
次のページにあります。）

とうきょうにゅうこくかんりきょく とどけでしよ ゆうびん おく
東京入国管理局へ届出書を郵便で送ってもいいです。

ふうとう とどけでしよ ざいりゅう い ふうとう した じゅうしょ か あか
封筒に届出書と在留カードのコピーを入れてください。封筒に下の住所を書いて、赤いペン
とどけでしよざいちゅう か
で「届出書在中」と書いてください。

〒108-8255

とうきょうとみなとこうなん とうきょうにゅうこくかんりきょく ざいりゅうかんりじょうほうぶもん とどけでうけつけたんとう
東京都港区港南5-5-30東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつここのか あたらしか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

こんな紙にか書きます。

参考様式1の4(契約機関の名称変更,所在地変更又は消滅)
(Contracting organization: change in the name/address, extinguishment)

契約機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE CONTRACTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

氏名 _____ 性別 Sex 男・女 Male/Female
 Name _____ Sex _____
 生年月日 _____ 年 Year 月 Month 日 Day 国籍・地域 Nationality/Region _____
 Date of Birth _____ Year _____ Month _____ Day _____ Nationality/Region _____
 住居地 _____
 Address in Japan _____
 在留カード番号 _____
 Residence card No. _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。) Item of notification (check one of the following boxes)

契約機関の名称変更 Change in the name of the organization
 契約機関の所在地変更 Change in the address of the organization
 契約機関の消滅 Extinguishment of the organization
 ↓ ↓ ↓
 Aを記入 to A below. Bを記入 to B below. Cを記入 to C below.

A 契約機関の名称変更 Change in the name of the organization

変更年月日 _____ 年 Year 月 Month 日 Day
 Date of change _____ Year _____ Month _____ Day _____
 機関の名称 変更前 _____ 変更後 _____
 Name of the organization Old name _____ New name _____
 機関の所在地 _____
 Address of the organization _____

B 契約機関の所在地変更 Change in the address of the organization

変更年月日 _____ 年 Year 月 Month 日 Day 機関の名称 _____
 Date of change _____ Year _____ Month _____ Day _____ Name of the organization _____
 機関の所在地 変更前 _____
 Address of the organization Old address _____
 変更後 _____
 New address _____

C 契約機関の消滅 Extinguishment of the organization

消滅年月日 _____ 年 Year 月 Month 日 Day 機関の名称 _____
 Date of extinguishment _____ Year _____ Month _____ Day _____ Name of the organization _____
 機関の所在地(消滅時の所在地)
 Address of the extinct organization _____
 (Address at the time of the extinguishment)

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 _____ 本人との関係 _____
 Name _____ Relationship with the applicant _____
 住所 _____ 届出年月日 _____ 年 Year 月 Month 日 Day
 Address _____ Date of notification _____ Year _____ Month _____ Day _____

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 Year 月 Month 日 Day

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

ほうむしょう けいやくきかん かん とどけで とどけでしよんこうようしき めいしようへんこう しよざいちへんこうまた しよめつ
 法務省「[契約機関に関する届出](#)」届出書参考様式(名称変更、所在地変更又は消滅)より





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)
あたらしいざいりゅうせいど

▶ A 新しい在留制度のトップへ

こんな紙に書きます。

参考様式1の5(契約の終了)
(Contracting organization: termination)

契約機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE CONTRACTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

氏名 _____ 性別 男・女
Name Sex Male/Female
生年月日 _____ 国籍・地域 _____
Date of Birth Year Month Day Nationality/Region
住居地 _____
Address in Japan
在留カード番号 _____
Residence card No.

② 届出の事由(契約の終了)

Item of notification (Termination of the contract with the organization)

契約が終了した年月日 _____
Date of termination Year Month Day

契約が終了した機関の名称 _____
Name of the organization

契約が終了した機関の所在地 _____
Address of the organization

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 _____ 本人との関係 _____
Name Relationship with the applicant
住所 _____ 届出年月日 _____
Address Date of notification Year Month Day

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 月 日
Year Month Day

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. Cellular phone No.

ほうむしやう けいやくきかん かん とどけで とどけでしよさんこうようしき けいやくしゅうりやう
法務省「[契約機関に関する届出](#)」届出書参考様式(契約終了)より





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつこのか あたらしいか
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

参考様式1の6(新たな契約の締結)
(Contracting organization: new conclusion)

契約機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE CONTRACTING ORGANIZATION

こんな紙にかきかきます。

① 届出人 Applicant

氏名 Name _____ 性別 Sex 男・女 Male/Female
生年月日 Date of Birth 年 Year 月 Month 日 Day 国籍・地域 Nationality/Region _____
住居地 Address in Japan _____
在留カード番号 Residence card No. _____

② 届出の事由(新たな契約機関との契約の締結)
Item of notification (Conclusion of a contract with a new organization)

新たな契約を締結した年月日 Date of conclusion 年 Year 月 Month 日 Day
機関の名称 Name of the organization 従前の機関 Previous Org. _____ 新たな機関 New Org. _____
機関の所在地 Address of the organization 従前の機関 Previous Org. _____ 新たな機関 New Org. _____

新たな機関における活動の内容(「留学」の在留資格を除く。)
Details of activities at the new organization (except for the status of residence of "Student")

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 Name _____ 本人との関係 Relationship with the applicant _____
住所 Address _____ 届出年月日 Date of notification 年 Year 月 Month 日 Day

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 Year 月 Month 日 Day

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。)
Contact telephone number of the applicant

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

ほうむしやう けいやくきかん かん とどけで とどけでしよさんこうようしき あら けいやく ていけつ
法務省「契約機関に関する届出」届出書参考様式(新たな契約の締結)より





あた ら ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

はいぐうしゃ おと つま りこん はいぐうしゃ し し
(3) 配偶者<夫、妻>と離婚したとき、配偶者が死んだとき、知らせなければいけません。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい とくていかつどう にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ひと
在留資格「家族滞在」、「特定活動(ハ)」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人は、

りこん
①離婚したとき

おと つま し
②夫か妻が死んだとき

にゅうこくかんりきょく し ねん がつこのか あと にほん き ひと
入国管理局へ知らせなければいけません。(※2012年7月9日より後に、日本へ来た人だけです。)

じゅうよっかいな い ちか にゅうこくかんりきょく ざいりゅう とどけでしよ も い とどけでしよ
14日以内に近くの入国管理局へ在留カードと届出書を持って行ってください。(※届出書は
つぎ
次のページにあります。)

とうきょうにゅうこくかん りきょく とどけでしよ ゆうびん おく
東京入国管理局へ届出書を郵便で送ってもいいです。

ふうとう とどけでしよ ざいりゅう い ふうとう した じゅうしょ か あか
封筒に届出書と在留カードのコピーを入れてください。封筒に下の住所を書いて、赤いペン
とどけでしよざいちゅう か
で「届出書在中」と書いてください。

〒108-8255

とうきょうとみなとくこうなん

東京都港区港南5-5-30

とうきょうにゅうこくかんりきょく ざいりゅうかんりじょうほうぶもん とどけでうけつけたんとう

東京入国管理局 在留管理情報部門 届出受付担当





あたらしいざいりゅうせいど ねんがつかこのか あたらしいか
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

参考様式1の7(配偶者との離婚又は死別)
(Spouse: divorce / bereavement)

かみか
こんな紙に書きます。

配偶者に関する届出
NOTIFICATION OF RELATIONSHIP WITH SPOUSE

① 届出人 Applicant

氏名 Name _____ 性別 Sex 男・女 Male/Female
 生年月日 Date of Birth 年 Year 月 Month 日 Day 国籍・地域 Nationality/Region _____
 住居地 Address in Japan _____
 在留カード番号 Residence card No. _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。) Item of notification (check one of the following boxes)

配偶者との離婚 Divorce from spouse
 ↓
 Aを記入 to A below.

配偶者との死別 Bereavement of spouse
 ↓
 Bを記入 to B below.

A 配偶者との離婚 Divorce from spouse

離婚年月日 Date of divorce 年 Year 月 Month 日 Day _____

B 配偶者との死別 Bereavement of spouse

死別年月日 Date of bereavement 年 Year 月 Month 日 Day _____

③ 届出人(本人以外の者が届け出る場合に記入) Representative or agent (in case of representative, agent or other)

氏名 Name _____ 本人との関係 Relationship with the applicant _____
 住所 Address _____ 届出年月日 Date of notification 年 Year 月 Month 日 Day _____

④ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

_____ 年 Year 月 Month 日 Day _____

※届出人の連絡先(届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。) Contact telephone number of the applicant

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

ほうむしやう はいぐうしゃ かん とどけで とどけでしよさんこうようしき はいぐうしゃ りこんまた しべつ
 法務省「[配偶者に関する届出](#)」届出書参考様式(配偶者との離婚又は死別)より





あた ら ざいりゅう せいど ねん がつこのか あた ら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ら ざいりゅうせいど
[▶ A 新しい在留制度のトップへ](#)

ざいりゅう かえ
5-4 在留カードを返す

つぎ ざいりゅう がいこくじんとうろくしょうめいしょ かえ にちいない にゆうこくかんりきょく
次のときは、在留カード(外国人登録証明書)を返さなければなりません。14日以内に、入国管理局へ
も い
持って行ってください。

ちゆうちようきたいざいしや
・中長期滞在者でなくなったとき

ゆうこうきかん お
・有効期間が終わったとき

あた ら あと ふる み
・カードをなくして、新しいカードをもらった後、古いカードを見つけたとき

いっしょ す かぞく し
・一緒に住んでいた家族が死んだとき

いっしょ す かぞく し あと し み
・一緒に住んでいた家族が死んだ後、死んだ人のカードを見つけたとき

つぎ かえ
次のときは、すぐに返してください。

あた
・新しいカードをもらったとき

さいにゆうこくきよか さいにゆうこくきよか にほん で
・再入国許可やみなし再入国許可なしで、日本から出たとき

き ひ かえ ばっきん まも かね はら
もし決まった日までに返さなかったら、罰金<ルール>を守らなかったので、お金を払うことになるかも
しれません。返すときは、近くの入国管理局へ持って行ってください。

した じゅうしょ ゆうびん おく
下の住所へ郵便で送ってもいいです。

ふうとう ざいりゅう へんのう か
※封筒に「在留カード返納」と書いてください。

とうきょうとうとうくあおみ とうきょうこうわんごうどうちようしゃ かい
〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階

とうきょうにゆうこくかんりきょく ふんしつ
東京入国管理局おだいば分室

でんわ
電話03-3599-1068

